

知事公約である小中学校の学校給食費無償化を早急に求める意見書

知事の公約通り誰一人取り残さないよう、「子どもの貧困問題」を県政の最重要課題とした「学校給食費無償化」公約は、依然として町民の大きな期待が寄せられている。昨年6月、子育て支援に対して地域間格差が生じないためにも、学校給食費無償化の実現を強く求める意見書を、町議会として提出したところである。

沖縄県が令和7年度から給食費の無償化の支援を行うとの発表がされ、各市町村や県民の期待も高まっている。しかしながら、給食費の無償化は中学生のみで小学生は対象外となっており、その費用の2分の1を沖縄県が補助するという内容が一方的に報告された。さらに各市町村が行っている就学支援の対象者も対象外となっている。これは町民が切望する小学生を含めた市町村一律無償化の実現実行と異なるものである。

本町においても、国の地方創生臨時交付金を活用し令和6年1月から3月までの期間、給食費の無償化を暫定的に実施したが恒久的に事業を実施していくには財政的負担が大きく、支援は短期間で終了となった。しかし県内41市町村では、すでに18市町村で無償化が実施され、21市町村で一部助成が行われているなど、すでに各自治体の財政状況によって県内地域間格差が生じている現状があり、ひいては貧困格差となることが懸念される。子どもの貧困率が全国の2倍以上となっている現状を打開し、子どもの貧困問題の解決や子育て世帯の経済的不安の軽減を図り、かつ市町村負担のない全額県費負担による学校給食費無償化の速やかな実現について取り組まれるよう、下記の通り改めて強く要望する。

記

1. 学校給食費の無償化は玉城知事の公約であり、玉城知事の責任のもと実施すること
2. 学校給食費の無償化にあたっては、市町村に負担を求めずに、全市町村一律の全額補助で学校給食費無償化を実現すること
3. 中学生給食費の補助だけではなく、小学校給食費並びに就学援助の対象者等の補助まで拡充すること

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月2日

沖縄県西原町議会

あて先：沖縄県知事